

与論町告示第20号

与論町地域おこし協力隊設置要綱を次のように定めた。

令和6年3月28日

与論町長 田畑 克夫

与論町地域おこし協力隊設置要綱

与論町地域おこし協力隊設置要綱（平成28年3月16日告示第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 人口減少、少子高齢化が進行する本町において、町外の人材を積極的に受け入れ、その定住・定着並びに地域の活力の維持及び強化を図り地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、与論町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

（活動）

第2条 与論町地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）は、地域力の維持及び強化に資する次に掲げる活動に従事する。

- （1） 農水産業の振興に関すること
- （2） 商工観光振興に関すること
- （3） 教育の振興に関すること
- （4） 移住・定住の促進に関すること
- （5） 住民の生活支援に関すること
- （6） その他の地域力の維持・強化に資するため必要な活動
- （7） その他町長が必要と認めた活動

（任用形態）

第3条 協力隊の任用形態は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 任用型(ミッション型) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とし、行政機関を拠点に具体的なミッションを通じて、前条に規定する目的を達成するための活動を行う。
- (2) 委託型(民間連携型) 町が実施する協力隊委託業務の受託事業者(以下「受託者」という。)と雇用契約を締結し、町と連携して、前条に規定する目的を達成するための活動を行う。
- (3) 補助型(民間連携型) 本町に活動拠点を有する団体で、かつ前条に基づく協力隊員と雇用契約を締結する団体(以下「隊員活動支援団体」という。)が、町と連携して、前条に規定する目的を達成するための活動を行う。

(協力隊員の要件)

第4条 協力隊員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、町長が任用する。

- (1) 生活の拠点を次に掲げる都市地域から与論町内に移し、住民票を移動させる者。ただし、地域おこし協力隊であった者(同一地域における活動2年以上、かつ解職1年内)、語学指導等を行う外国青年招致事業(以下「JETプログラム」という。)を終了した者(JETプログラム参加者としての活動2年以上、かつJETプログラムを終了した日から1年以内)又は海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない者はこの限りでない。

ア 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)のうち、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)に指定された地域(以下「法指定地域」という。)以外の都市地域

イ 3大都市圏以外の政令指定都市(札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市)のうち、法指定地域以外の都市地域

- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 心身ともに健康で、誠実に活動できる者
- (4) 地域おこしに意欲があり、地域住民等と積極的に協働できる者

(任用期間)

第5条 協力隊員の任用期間は1年以内とし、年度の途中において任用された者の当初の

任用期間は任用の日から当該年度の末日までとする。

- 2 町長は、必要があると認めるときは、1年を超えない範囲で前項に規定する任用期間を延長することができる。ただし、任用期間は3年を限度とする。

(勤務条件)

第6条 第3条各号に掲げる協力隊員の活動条件は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する協力隊員の勤務時間は、与論町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年与論町規則第5号。以下、「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）によるものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する協力隊員の勤務時間は、協力隊員と受託者との協議により定めるものとする。
- (3) 第3条第3号に規定する協力隊員の勤務時間は、協力隊員と隊員活動支援団体との協議により定めるものとする。

(報酬等)

第7条 協力隊員の報酬額等は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する協力隊員の報酬は与論町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年与論町条例第4号。以下、「会計年度任用職員給与条例」という。）により支給する。
- (2) 第3条第2号に規定する協力隊員の報酬及び活動に必要な経費は、受託者が支払うものとする。
- (3) 第3条第3号に規定する報酬及び活動に必要な経費は、隊員活動支援団体が支払うものとする。

- 2 協力隊員が活動のために町外に旅行したときの旅費等の支給は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 第3条第1号に規定する協力隊員は、会計年度任用職員給与条例に基づき費用弁償を支給する。
- (2) 第3条第2号に規定する協力隊員は、受託者の旅費規定等に基づき受託者が支払うものとする。
- (3) 第3条第3号に規定する協力隊員は、隊員活動支援団体の旅費規程等に基づき隊員活動支援団体が支払うものとする。

- 3 協力隊員の住居に関する費用及び私有車の公務使用に係る費用は、予算の範囲内で支給することができる。

(私有車の公務使用)

第7条の2 協力隊員は、私有車による出張をしようとするときは、あらかじめ私有車使用承認申請書(様式第1号)により配属先の長に申し出、その承認を受けるものとする。ただし、協力隊員は可能な限り配属先の公用車を使用することとする。

- 2 私有車の公務使用に係る費用については、公務使用した走行距離1kmにつき20円を支給するものとし、協力隊員は与論町地域おこし協力隊活動に係る燃料費請求書(様式第2号)に地域おこし協力隊活動に係る私有車の公務使用記録(様式第3号)を添付することにより請求できるものとする。

- 3 協力隊員が承認私有車で公務遂行中に交通事故及び天災等により損害を受けた場合は、その損害額が自動車保険等によって補填される額を超える分については、配属先が補填するものとする。ただし、交通事故及び当該損害の発生について当該協力隊員に故意または重大な過失がある場合、この限りでない。

(社会保険等の加入)

第8条 任用型協力隊員は、次に掲げる保険に加入するものとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護保険(協力隊員が加入対象者である場合に限る。)

(公務災害補償等)

第9条 任用型協力隊員の災害補償は、地方公務員災害補償基金又はその他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

(休暇等)

第10条 協力隊員の休暇等については、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する協力隊員は、会計年度任用職員勤務時間規則によるものとする。
- (2) 第3条第2号に規定する協力隊員の休暇等は、協力隊員と受託者との協議により定めるものとする。

- (3) 第3条第3号に規定する協力隊員の休暇等は、協力隊員と隊員活動支援団体との協議により定めるものとする。

(活動報告)

第11条 協力隊員は、活動報告書（様式第4号）を作成し、翌月の10日までに活動内容を町長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、臨時に活動報告書の提出を求めることができるものとする。

(支援機関の指定等)

第12条 町長は、地域おこし協力隊員の募集及び移住生活のための支援並びに地域おこし協力隊員の活動の調整及び支援を行うことができると認められる団体等を、当該団体等の申請により、与論町地域おこし協力隊支援機関(以下「支援機関」という。)に指定することができる。

- 2 町長は、次に掲げる業務を前項の指定を受けた支援機関に委託できるものとする。

- (1) 地域おこし協力隊の活動計画及び活動報告の作成
- (2) 協力隊員の募集及び候補者の選考
- (3) 協力隊員の活動の支援及び管理
- (4) 協力隊員の活動実績のとりまとめ
- (5) 協力隊員の活動の広報
- (6) 協力隊員の生活及び定住のための支援
- (7) 協力隊員活動経費の支払
- (8) 協力隊員のキャリア形成に係る支援
- (9) その他町長が必要と認める業務

(解任)

第13条 町長は、協力隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、協力隊員の活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 協力隊員として、ふさわしくない非行があったとき。
- (4) 協力隊員から退任の申出があったとき。

(賠償責任)

第14条 協力隊員は、その職務の執行に当たり故意又は重大な過失により町に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条の2関係）

私有車使用承認申請書

使用する期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用する 私有車の 状況	車 名		総 排 気 量	
	定 員		登 録 番 号	
	所有名義人	住所 氏名		
運 転 免 許 証	種 類	普通免許・二輪免許・原付免許・その他（ ）		
	免許取得年月 日	年 月 日		
任 意 保 険 加 入 状 況	契 約 先		保 険 期 間	
	保 険 金 額	対人 円・対物 円		

上記のとおり、私有車を公務の遂行のため使用することについて、与論町地域おこし協力隊設置要綱第7条の規定により承認申請します。

年 月 日

殿

所属・職

氏 名

印

様式第2号（第7条の2関係）

年 月 日

殿

住所 与論町大字 番地

氏名 与論町地域おこし協力隊

〇〇 〇〇

印

与論町地域おこし協力隊活動に係る燃料費請求書

与論町地域おこし協力隊設置要綱第7条の2第2項の規定に基づき、燃料費を支給して下さるよう下記のとおり請求します。

記

請 求 金 額 金 * , * * * 円

- ・燃料費請求の根拠となる資料を添付いたします。

振込先

金融機関名

種別・番号

フリガナ

口座名義

様式第3号（第7条の2関係）

地域おこし協力隊活動に係る私有車の公務使用記録

年 月

氏名 _____

日付	時間	走行距離 (km)	要件
合計			

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

活 動 報 告 書

様

与論町地域おこし協力隊

氏名

印

報告年月	年 月 分	
1 当月の活動内容		
2 翌月の活動予定		
3 要望、意見		